

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和5年4月)に伴う  
主な変更箇所

〔令和5年版 全国登録販売者試験過去問正解〕

問題番号		改正の影響						
北海道・東北	問98	<p>濫用等のおそれのある医薬品が、以下のように改められた。</p> <p>○濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">従前</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">→</th> <th style="width: 40%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エフェドリン</li> <li>・コデイン(鎮咳去痰薬に限る)</li> <li>・ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)</li> <li>・ブロモバレリル尿素</li> <li>・プソイドエフェドリン</li> <li>・メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る)</li> </ul> </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エフェドリン</li> <li>・コデイン</li> <li>・ジヒドロコデイン</li> <li>・ブロモバレリル尿素</li> <li>・プソイドエフェドリン</li> <li>・メチルエフェドリン</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>このように、コデイン、ジヒドロコデイン、メチルエフェドリンに付されていた制限が撤廃されたが、問98自体はそのまま成立する。</p>	従前	→	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エフェドリン</li> <li>・コデイン(鎮咳去痰薬に限る)</li> <li>・ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)</li> <li>・ブロモバレリル尿素</li> <li>・プソイドエフェドリン</li> <li>・メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エフェドリン</li> <li>・コデイン</li> <li>・ジヒドロコデイン</li> <li>・ブロモバレリル尿素</li> <li>・プソイドエフェドリン</li> <li>・メチルエフェドリン</li> </ul>
従前	→	改正後						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エフェドリン</li> <li>・コデイン(鎮咳去痰薬に限る)</li> <li>・ジヒドロコデイン(鎮咳去痰薬に限る)</li> <li>・ブロモバレリル尿素</li> <li>・プソイドエフェドリン</li> <li>・メチルエフェドリン(鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エフェドリン</li> <li>・コデイン</li> <li>・ジヒドロコデイン</li> <li>・ブロモバレリル尿素</li> <li>・プソイドエフェドリン</li> <li>・メチルエフェドリン</li> </ul>						
北関東・甲信越	問17	<p>名札に「登録販売者(研修中)」などの容易に判別できる表記について、以下のように改められた。</p> <p>○研修中の登録販売者が付ける名札は、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。</p> <p>○「研修中の登録販売者」とは、以下の登録販売者以外の登録販売者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①過去5年間のうち、従事期間が通算して <b>2年</b>以上ある登録販売者</li> <li>②過去5年間のうち、従事期間が通算して <b>1年</b>以上であり、かつ、継続的研修と追加的研修を修了している登録販売者 <ul style="list-style-type: none"> <li>※「継続的研修」とは、毎年度受講する必要がある研修のこと</li> <li>※「追加的研修」とは、店舗又は区域の管理及び法令遵守に関する追加的研修のこと</li> </ul> </li> <li>③従事期間が通算して <b>1年</b>以上であり、かつ、過去に店舗管理者等としての業務の経験がある登録販売者</li> </ol>						

		<p>○「2年以上」とは、従事期間が月単位で計算して、1か月に<b>80時間</b>以上従事した月が<b>24月</b>以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において合計<b>1,920時間</b>以上をいう。</p> <p>○「1年以上」とは、従事期間が月単位で計算して、1か月に<b>160時間</b>以上従事した月が<b>12月</b>以上、又は、従事期間が通算して1年以上あり、かつ、過去5年間において合計<b>1,920時間</b>以上をいう。</p> <p>例えば、問17の二つ目の設問( a )からも明らかなように、問題として成立しない。</p>
	問18	問18自体はそのまま成立するが、本紙の「北海道・東北の問98」を参照のこと
南関東	問53 c	※解説文において、所要の文言を変更(本紙P3)
	問56	問56自体はそのまま成立するが、本紙の「北海道・東北の問98」を参照のこと
北陸・東海	問97	bのジヒドロコデインについて、「鎮咳去痰薬に限る」という制限が撤廃され、正しいものは「d」のみとなるため、問97は成立しない。本紙の「北海道・東北の問98」を参照のこと
奈良	問52 c	※解説文において、所要の文言を変更(本紙P4)
関西広域連合・福井	問96 d	dのメチルエフェドリンについて、「鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る」という制限が撤廃されたため、dは「正」の判定になり、適切な選択肢が存在しなくなる。ゆえに問96は「解なし」となって成立しない。本紙の「北海道・東北の問98」を参照のこと
中国・四国	問54 b,c	※解説文において、所要の文言を変更(本紙P4)
	問57 c	問57自体はそのまま成立するが、本紙の「北海道・東北の問98」を参照のこと
九州・沖縄	問110 イ	<p>店舗管理者の資格要件が、以下のように改められた。</p> <p>○以下の登録販売者でなければ、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売等する店舗の店舗管理者になることができない。</p> <p>①過去5年間のうち、従事期間が<b>通算</b>して2年以上の登録販売者</p> <p>②過去5年間のうち、従事期間が<b>通算</b>して<b>1年</b>以上であり、かつ、継続的研修と追加的研修を修了している登録販売者</p> <p>③従事期間が<b>通算</b>して<b>1年</b>以上であり、かつ、店舗管理者又は区域管理者として業務に従事した経験のある登録販売者</p> <p>このように、問110自体はそのまま成立する。</p>
	問112	問112自体はそのまま成立するが、本紙の「北海道・東北の問98」を参照のこと

## 北海道・東北

### 問98 正答：1

濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・プロモバレリル尿素
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン

## 北関東・甲信越

### 問17 問題として成立しない

### 問18 正答：5

濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・プロモバレリル尿素
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン

## 南関東

### 問53 正答：1

c 「薬剤師の免許番号又は登録販売者の販売従事登録番号」ではなく、『薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務』

- ※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、研修中の登録販売者以外の登録販売者をいう。いわゆる一人前の登録販売者のこと
- ※「同項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者をいう。

### 問56 正答：4

濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。

- ・エフェドリン
- ・コデイン
- ・ジヒドロコデイン
- ・プロモバレリル尿素
- ・プソイドエフェドリン
- ・メチルエフェドリン

## 北陸・東海

### 問97 問題として成立しない

## 奈良

### 問52 正答：2

c 特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告する場合は、ホームページに現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別及びその氏名を表示しなければならない。

※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、研修中の登録販売者以外の登録販売者をいう。いわゆる一人前の登録販売者のこと

※「同項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者をいう。

## 関西広域連合・福井

### 問96 正答：解なし

## 中国・四国

### 問54 正答：4

b, c 薬局に勤務する薬剤師又は登録販売者に関する法定掲示事項は、「勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務」である。

※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、研修中の登録販売者以外の登録販売者をいう。いわゆる一人前の登録販売者のこと

※「同項本文に規定する登録販売者」とは、研修中の登録販売者をいう。

### 問57 正答：2

(c), d 濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。

- エフェドリン
- コデイン
- ジヒドロコデイン
- プロモバレリル尿素
- ブソイドエフェドリン
- メチルエフェドリン

## 九州・沖縄

### 問110 正答：5

イ 登録販売者が店舗管理者になるために必要な従事期間は、以下のとおりである。

- ①過去5年間のうち、従事期間が通算して2年以上あること
- ②過去5年間のうち、従事期間が通算して1年以上であり、かつ、継続的研修と追加的研修を修了していること
- ③従事期間が通算して1年以上であり、かつ、店舗管理者又は区域管理者として業務に従事した経験のあること

### 問112 正答：2

濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤である。

- エフェドリン
- コデイン
- ジヒドロコデイン
- プロモバレリル尿素
- ブソイドエフェドリン
- メチルエフェドリン